

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本交企第1240号
平成26年10月7日
宮城県警察本部長

自転車利用者に対する指導警告要領の制定について（通達）

自転車の交通ルールの徹底を図るため、別添のとおり自転車利用者に対する指導警告実施要領を制定し、平成26年11月1日から施行することとしたので、効果的な運用を図られたい。

別添

自転車利用者に対する指導警告実施要領

1 趣旨

この要領は、自転車の交通ルールの徹底を図るため、自転車利用者に対する指導警告（以下「指導警告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指導警告の目的

指導警告は、自転車の交通違反のうち、悪質性又は危険性が高くないなどの理由から、交通切符による検挙措置に至らないものについて、当該違反行為が道路交通法（昭和35年法律第105号）等に違反し、刑罰の対象となることを認識させるとともに、「車両」として自転車が従うべき基本的な交通ルールを指導し、自転車の交通違反の再発防止を徹底することを目的とする。

3 指導警告の実施要領

(1) 自転車の交通違反を現認した場合の措置

街頭活動中の警察官は、自転車の交通違反を現認した場合は、看過することなく停止を求め、継続的な違反行為を中止させること。

(2) 自転車指導警告カードの作成及び自転車レッドカードの交付

前記(1)の場合において、悪質性又は危険性が高くないなどの理由から、交通切符による検挙措置に至らないものと判断したときは、当該違反行為が道路交通法等に違反し、刑罰の対象となることを認識させるとともに、その場で運転免許証、健康保険証、学生証等により自転車の交通違反をした者（以下「違反者」という。）の人定事項を確認し、自転車指導警告カード（別記様式第1号）を作成の上、違反者に対し自転車レッドカードの部分を取り離して交付すること。ただし、違反者が14歳未満である場合は、自転車指導警告カードを作成することなく、口頭による指導警告にとどめること。

(3) 違反者に対する指導事項

違反者に自転車レッドカードを交付する際は、当該違反行為の指導にとどまらず、次の事項について指導すること。

ア 自転車レッドカードの表面に記載された違反行為の件数が多く、危険性及び迷惑性が高いことを説明し、これらの違反行為の防止に資する指導を行うこと。

イ 自転車レッドカードの裏面に記載された「自転車安全利用五則」について説明し、「車両」として自転車が従うべき基本的な交通ルールを指導すること。

ウ 交通ルールを守らずに交通事故を起こした場合は、刑事上の責任として重過失致死傷罪に問われる可能性があること及び民事上の責任として被害者に対する損害賠償の責任が生じる可能性があることを具体的な事故事例を示すなどして指導し理解させること。

(4) 受傷事故防止

指導警告を実施する警察官は、その趣旨を十分理解するとともに、指導警告に伴う街頭活動に当たっては、受傷事故防止に特段の配慮をすること。

4 自転車指導警告カードの取扱い

作成した自転車指導警告カードは、違反者の個人情報に記載されたものであることから、各所属において適切に保管するとともに、保存期間経過後は確実に廃棄すること。

5 自転車レッドカードの交付状況の報告

所属長（宮城県警察機動警ら隊長、宮城県警察鉄道警察隊長、宮城県警察交通機動隊長、宮城県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長をいう。）は、月ごとの自転車レッドカードの交付状況について、自転車レッドカード交付状況表（別記様式第2号）により、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に対し翌月5日までに報告すること。

6 学校等に対する自転車レッドカードの交付状況の通知

学校（県内に所在する中学校、高等学校、専門学校、大学等をいう。以下同じ）が、自校の生徒又は学生による自転車の交通違反の実態を把握することにより、効果的な安全指導を行う環境を整えることを目的として、学校及び教育委員会（以下「学校等」という。）に対し、次により四半期ごとに自転車レッドカードの交付状況を通知するものとする。

(1) 通知対象

- ア 学校のうち、該当四半期中において生徒又は学生に対する自転車レッドカードの交付件数が10件以上となった学校
- イ 前記アに該当する学校が中学校又は高等学校である場合における当該中学校又は高等学校を管理する教育委員会

(2) 通知内容

- ア 前記(1)アの学校に対しては、自転車レッドカード交付結果について（通知）（別記様式第3号）により、当該四半期中における当該学校の生徒又は学生に対する自転車レッドカードの交付件数を通知するものとする。
- イ 前記(1)イの教育委員会に対しては、自転車レッドカードの交付による交通安全指導状況（別記様式第4号）により、当該四半期中における前記(1)アに該当する学校ごとの自転車レッドカードの交付件数を通知するものとする。

(3) 通知方法

- ア 交通企画課長は、前記5による報告に基づき学校別に集計し、その結果を四半期ごとに警察署長に送付すること。
- イ 前記アの送付を受けた警察署長は、前記(1)に該当する学校等を確認し、前記(2)によりそれぞれ通知すること。
なお、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に対しては、交通部長が通知するものとする。

(4) 留意事項

自転車レッドカードの被交付者の氏名等は、通知しないものとする。

7 細目事項

この要領に定めるもののほか、指導警告に関し必要な細目事項は、交通部長が別に定める。